

# 大崎市長期優良住宅建築等計画の認定における居住環境の維持及び向上に関する基準

平成 21 年 5 月 1 日  
大崎市告示第 103 号

## 1. 都市計画施設等の区域内における取り扱い

次の区域においては認定を行わない。ただし当該区域であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅，区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法第 6 条に規定する基本計画に適合する住宅のように，長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 4 項に規定する促進区域
- ・ 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域
- ・ 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地再開発事業の区域
- ・ 都市計画法第 4 条第 8 項に規定する市街地再開発事業等予定区域
- ・ 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 8 条 1 項の告示があった日後における同法第 2 条第 3 項に規定する改良地区

## 附則

この告示は平成 21 年 6 月 4 日から施行する。